

特別区の名称について

令和2年2月26日

大都市制度（特別区設置）協議会
事務局：副首都推進局

特別区の名称について

- 自治省自治事務次官通知に基づき、同一名称を使用している自治体との協議が必要
- 特別区制度(案)における特別区の名称（中央区及び北区）について、東京都の中央区及び北区との協議を実施

◆令和2年1月20日 協議会会長名で両区長宛て文書を発出（抜粋）

協定書の作成段階ではございますが、貴区と同一名となっております名称候補の使用（協定書への記載）について、ご理解を賜りたいと存じます。

■令和2年2月5日 中央区からの意見（抜粋）

同一名称の使用については、行政を進めていく上でさまざまな問題や混乱、住民の戸惑いが生じることなどが懸念されます。「中央区」の名称を使用している本区としては、同一名称の使用はできるだけ避けていただきたく、貴協議会においてご検討いただければ幸いに存じます。

■令和2年2月20日 北区からの意見（抜粋）

この度の特別区制度における同一名称の使用により、シティプロモーション方針をはじめとした、各施策の推進に影響を与え、北区に愛着をもって生活する多くの区民や、北区に根ざした活動を行う企業等に、大きな戸惑いを生じさせることは想像に難くありません。以上より、基礎的な自治体としての「北区」は、本区唯一のものであることを希望するため、貴協議会にて再度ご検討くださいますようお願い申し上げます。

◎ 令和2年2月19日 総務省の見解

- ・総務省では、地方公共団体の名称について、「名称の重複による混乱が生じないよう、十分配慮することが必要」と助言をしており、実際、同一の名称が、当事者間の調整や了解がないまま使用された事例はないものと認識している。
- ・本件についても、当事者間でよく話し合い、調整すべきものと考えている。

⇒ **上記を踏まえ、協議会での議論の結果を両区及び総務省へ報告**

国の通知

重複について

§ 昭和45年 自治省自治事務次官通知（抜粋）

市の設置もしくは町を市とする処分を行う場合において、当該処分により新たに市となる普通地方公共団体の名称については、既存の市の名称と同一となり、又は類似することとならないよう十分配慮すること。

特別区の場合でも、同一又は類似に関しては、先行自治体と協議を行うなどの配慮が必要

実例

名称が重複している事例

- 平成18年～
福島県伊達市
- （昭和47年～
北海道伊達市）

《北海道伊達市》

（「伊達7町合併協議会議事録」より）
福島県の伊達7町合併協議会が独自の判断で新市の名称を定めることについて「異議を唱える立場にない」

《福島県伊達市》

合併協議会の主体的判断として、
『「伊達市」を使用することについては問題がない』との結論

※ 国の通知以前の事例 昭和29年～ 府中市（広島県・東京都）

○ 名称の重複について、先行自治体の意見を踏まえ配慮した事例（ ）内は先行自治体名

- 平成7年～ 茨城県鹿嶋市（佐賀県鹿島市）
- 平成17年～ 沖縄県宮古島市（岩手県宮古市）
- 平成22年～ 愛知県みよし市（徳島県三好市）

参考① 東京都特別区・政令指定都市行政区の名称一覧

大阪市	北	都島	福島	此花	中央	西	港	大正	天王寺	浪速	西淀川	淀川
	東淀川	東成	生野	旭	城東	鶴見	阿倍野	住之江	住吉	東住吉	平野	西成

※ 中央区は平成元年、北区は明治22年より名称使用

東京都	千代田	中央	港	新宿	文京	台東	墨田	江東	品川	目黒	大田	世田谷
	渋谷	中野	杉並	豊島	北	荒川	板橋	練馬	足立	葛飾	江戸川	

※ 中央区、北区ともに昭和22年より名称使用

政令指定都市行政区	札幌市	北	東	白石	厚別	手稲	西	中央	豊平	清田	南		
	仙台市	泉	宮城野	若林	青葉	太白							
	新潟市	北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲				
	さいたま市	岩槻	見沼	緑	北	大宮	浦和	中央	南	西	桜		
	千葉市	花見川	美浜	稲毛	中央	若葉	緑						
	横浜市	青葉	都筑	港北	鶴見	緑	神奈川	瀬谷	旭	保土ヶ谷	西	泉	戸塚
		港南	南	中	磯子	栄	金沢						
	川崎市	麻生	多摩	宮前	高津	中原	幸	川崎					
	相模原市	緑	中央	南									
	静岡市	葵	清水	駿河									
	浜松市	天竜	北	浜北	東	中	西	南					
	名古屋市	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南
		守山	緑	名東	天白								
	京都市	右京	左京	北	上京	中京	下京	西京	東山	山科	南	伏見	
	堺市	堺	北	西	中	東	南	美原					
	神戸市	北	西	垂水	須磨	長田	兵庫	中央	灘	東灘			
	岡山市	北	中	東	南								
広島市	佐伯	安佐北	安佐南	西	中	東	南	安芸					
北九州市	若松	八幡西	八幡東	戸畑	小倉北	小倉南	門司						
福岡市	西	早良	城南	中央	南	博多	東						
熊本市	北	西	中央	東	南								

行政区としての使用例

中央区	8
北区	10

※ 大阪市を除く

参考② 前回住民投票時の経過

■平成26年7月9日 第15回法定協議会 区の名称については、「北、東、南、中央、湾岸」として協定書案を作成する方針を確認

■平成26年7月9日 協議会会長名で東京都の両区長宛て文書を発出



■平成26年7月18日 中央区 「協定書への「中央区」の記載について慎重なる取扱いをしていただければ幸い。」

■平成26年7月24日 北区 「特に意見はないが、他区で意見等がある場合は、十分尊重することを希望。」

■平成26年7月23日 第17回法定協議会 ⇒ 両区の意見を踏まえ議論
原案どおり「北区、中央区」を名称とすることを確認
(理由) ・大阪市が長年使用してきた名称であること
・他都市の行政区でも多くの使用例があること

■平成26年7月25日 両区へ、協議会での議論の結果を報告

■平成26年8月7日 総務省へ、協議会での議論の結果及び両区との協議状況を報告

■平成27年1月13日 第21回法定協議会 特別区設置協定書案を決定

■平成27年5月17日 住民投票実施